

(教育福祉委員会資料)

令和4年12月  
子ども若者はぐくみ局

**旧京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金に係る  
令和3年度調査結果及び調査結果を踏まえた対応について**

- 資料1 旧京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金に係る令和3年度調査結果及び調査結果を踏まえた対応（概要版）
- 資料2 旧京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金に係る調査結果（令和3年度分）及び再構築後の人件費補助制度における対応等について



## 旧京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金に係る令和3年度調査結果及び調査結果を踏まえた対応について（概要版）

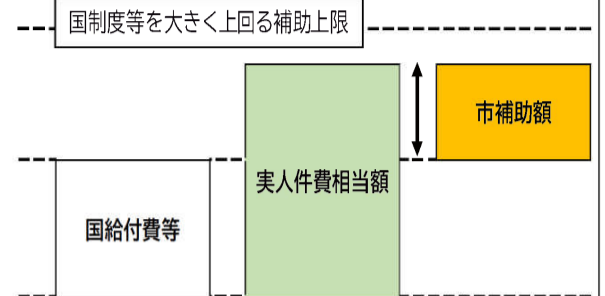
## 1 令和4年2月市会付帯決議

本市の子育て支援・就労支援の根幹をなす保育に係る独自制度については、全国トップレベルの質・量を守るため、特に法人独自の創意工夫を尊重し、従来制度の障害児加配、国による職員処遇改善を考慮すること。

また、民間保育園等職員の給与等運用事業補助金については、実施後に十分な検証を行い、状況によっては影響の緩和等必要な措置を講じ、子育て環境の更なる向上に資する取組にも配慮すること。

## 【参考：新制度補助金の考え方】

- ・ 国制度と市補助金の充当順位が不明確であり、かつ用途の職種を限定していなかった従来制度から、必要な職種に人件費が確実に行き渡る透明性の高い制度へと再構築
- ・ 具体的には、職種別（保育士等・調理師等・事務員等）の補助上限額の範囲内で国給付費等で不足する実人件費相当額を補助
- ・ 各職種の補助上限額は、概ね3年程度の決算状況等を踏まえ、制度の全体像も含め、必要に応じてブラッシュアップ



## 【参考：この間の取組】

- ・ 労務や会計に係る相談窓口の設置（5月～）
- ・ 定員引下げに係る取扱いの見直し（10月～）
- ・ 各園の創意工夫を促すとともに小修繕等にも対応できる物件費補助制度を開始（10月～）
- ・ 事務負担軽減の第一歩となる情報共有システムを試行開始（11月～）

## 2 付帯決議を踏まえた制度の検証について

## 【検証方法】

- A 令和3年度における各園の人員費部分に係る収支状況の確認（園収入は、旧制度補助金の数値）  
 B 令和3年度の状態を新制度補助金に当てはめた場合の人員費部分に係る収支状況等の確認  
 C 再構築を踏まえた各園における給与見直し状況の調査（令和4年9月に調査実施）

## A 元年度・2年度調査結果と同じ傾向（表1参照）

- ・ 保育士等：約4.3億円、収入が支出を上回る
  - ・ 調理師等、事務員等、園長：約1.5億円、支出が収入を上回る
- 約2.8億円  
収入が支出を上回る

(表1) (単位：億円)

	園収入	園支出	差額 (入-出)
保育士等	302.7	260.0	42.7
調理師等	32.9	34.6	△ 1.7
事務員等	6.2	12.9	△ 6.7
園長	17.6	24.5	△ 6.9
合計	359.4	331.9	27.5

## B 実態に応じた執行が可能となった一方、園の状況に応じた支援が必要

- ・ 試算による補助額：約4.3億円（実績との比較約△2.1億円）（表2参照）
- ・ 園によって人員費の支出が大きく異なる（資料1-2）

- X：人員費実支出額が少ないため補助対象外（62園）  
 → 人員費支出額が底上げされれば本市補助の対象に  
 Y：人員費実支出額が補助上限額の範囲内（90園）  
 → 補助上限額内で、国給付費等で不足する金額の補助が可能  
 Z：人員費支出が補助上限額以上（116園）  
 → 将来的に人員費支出の見直しが必要

- 保育士等の収支に限定した場合、Xに分類される94園中75園で障害児を受け入れているが（約400人、認定児童全体の約25%）、受入れのために職員を加配しても支出が一定水準を超えなければ補助がもらえないため、今後、障害児の受入れに消極的になる可能性がある  
 → Z園の支出超過は1.9億円→8.0億円に拡大（+6.1億円）

- ・ 調理師、事務員（認定こども園）で基準以上の配置（表3参照）

(表2) (単位：億円)

	3年度決算	試算結果	差
従来補助	47.8	-	△47.8
条例基準分	15.9	15.9	0.0
新たな人員費補助	-	22.0	22.0
物件費補助等	-	5.3	5.3
小計	63.7	43.2	△20.5

(表3)

	実配置数	／	最大配置数
保育士等	4,939人	／	5,473人
調理師等	713人	／	757人
R4②	789人	／	754人
事務員等	267人	／	268人
うち認こ	90人	／	55人

※R4②：令和4年度第2期支払時点

## C 必要な園での見直しが低調な一方、補助金の再構築の趣旨に合わない見直しを実施されるおそれ（268園中215園が回答し、うち67園が見直し予定）

- ・ 制度見直しに伴い、給与見直しが必要となるのはZ園のみであるが、X及びYに該当する場合でも、見直しを実施または検討中の園があり、補助金の再構築の趣旨に合わない給与引下げが行われる可能性（表4参照）

(表4)

	X園	Y園	Z園
3職種	11園（16.4%）	27園（40.3%）	29園（43.3%）
保育士等	21園（31.3%）	20園（29.9%）	26園（38.8%）
調理師等	4園（6.0%）	27園（40.3%）	36園（53.7%）
事務員等	27園（40.3%）	15園（22.4%）	25園（37.3%）

## 3 調査結果を踏まえた対応

## (1) 実状に合わせた制度の見直し

障害児保育に係る保育士加配（R4以降：+4.3億円）

- ・ 実支出を支援する制度の枠組みは維持しつつ、新制度補助金とは切り分けた制度として再構築（図1参照）

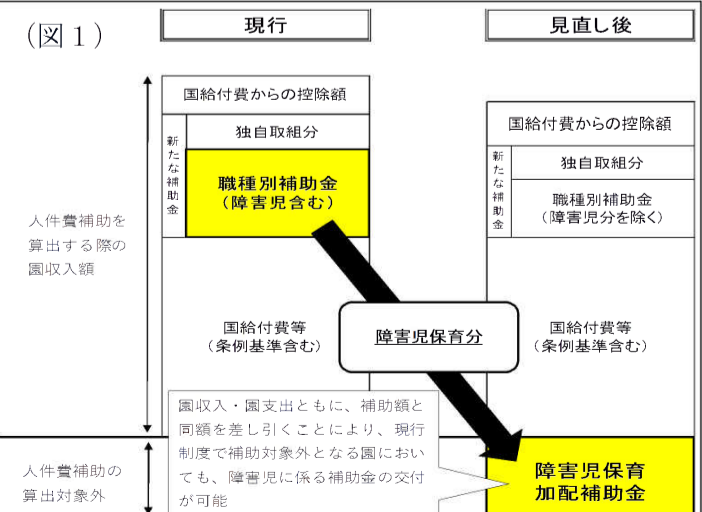
- ・ 対象園における1号認定子どもに係る加配も制度の対象に追加（他補助金との重複は不可）

認定こども園の事務員等への対応（R4以降：+0.4億円）

- ・ 認定こども園の事務員等の算定配置上限数を1人→1.3人に拡大

## (2) 持続可能な園運営に向けたサポート（R5実施に向けて検討）

- ・ XY園に対して補助制度との関係を改めて周知するとともに、補助上限額を超過している園のうち、見直しを表明した園に対する支援を検討（※詳細は別途検討）

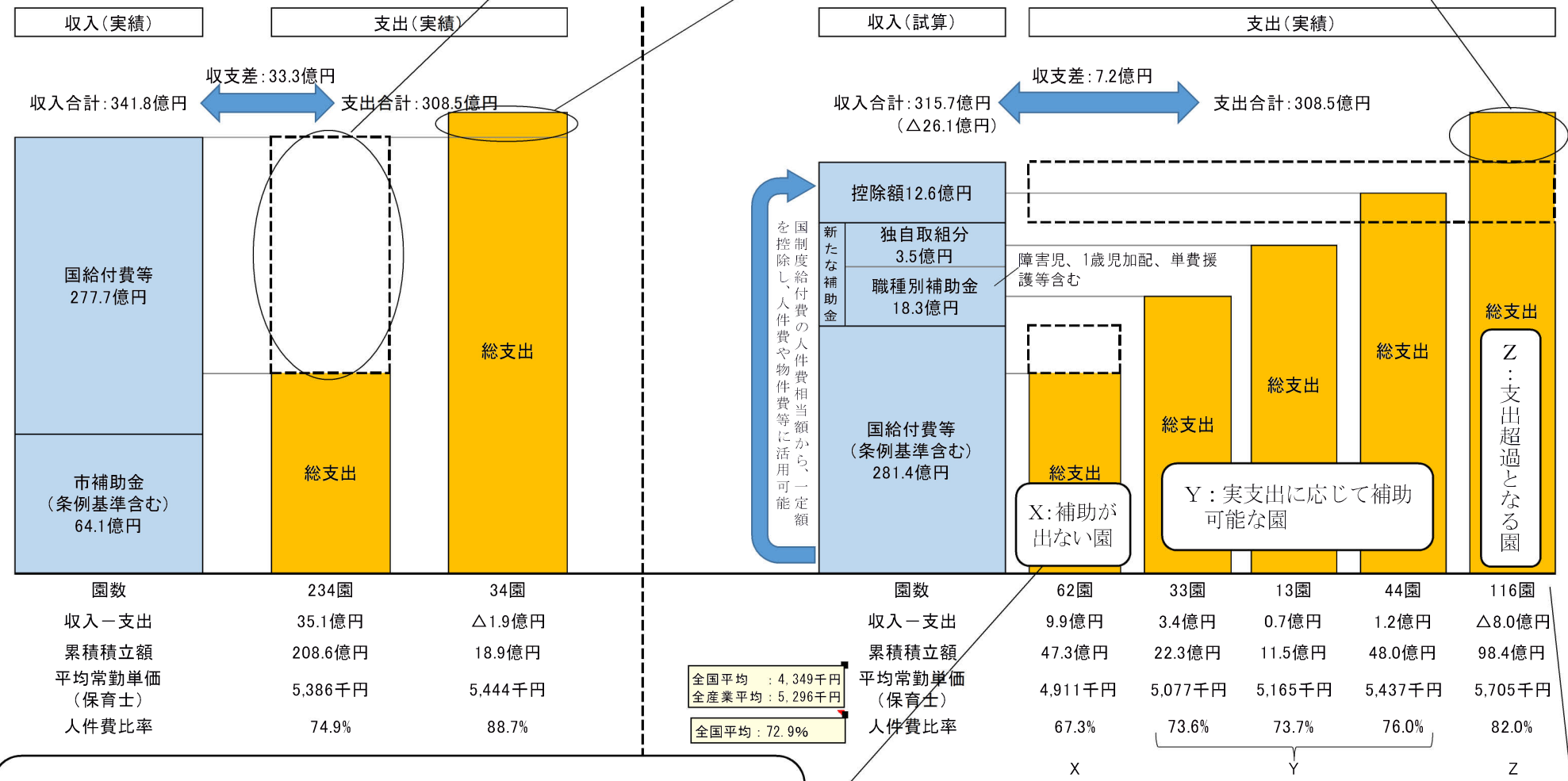




## 令和3年度調査を新制度補助金に当てはめた場合の人件費部分に係る収支状況の比較（3職種合計）

①従来制度では支出状況にかかわらず補助していたため非効率  
※点線はこれまでの制度上、支出がなくても収入が確保された部分

②超過額：1.9億円→8.0億円に拡大（+6.1億円）



③人件費支出を増額させれば補助対象となるため、本来的には、人件費の増額を図るべきだが、「補助金が支給されないなら」として障害児の受入れに消極的になる可能性→ **本市の政策目的とは異なる動きを懸念**

④全市としては累積積立金で対応可能だが、**急激な給与見直し（最大29百万円）が懸念**される。



## 旧京都市民間保育園等職員の給与等運用事業補助金に係る調査結果(令和3年度分)及び再構築後の人件費補助制度における対応等について

本市が(公社)京都市保育園連盟(以下、「連盟」という。)の実施する旧京都市民間保育園等職員の給与等運用事業に対して交付する補助金をはじめとする民間保育園及び認定こども園(以下、「園」という。)を対象とした人件費補助については、令和元年度分及び2年度分について調査を行い、その調査で明らかとなった課題等を踏まえ、持続可能な子育て支援制度を構築するため、令和4年度に新たな人件費補助制度(以下、「新補助制度」という。)へと再構築いたしました。

今回、令和3年度分についても調査を行いましたので、その調査結果及び調査結果等を踏まえた対応について、御報告いたします。

### 1 令和3年度分の調査結果 (別紙1参照)

#### (1) 事業活動収支

- 事業活動収入(約436億円)が事業活動支出(約408億円)を約28億円(※)上回る。

※ 人件費の収支差が約26億円、人件費以外の収支差が約2億円

#### (2) 人件費総額

- 人件費総額について、園収入が園支出を上回る(約26億円)。
- 単年度積立金は、約3億円と令和2年度よりも約5億円減少している一方、他会計等繰出金は、単年度積立金の減少幅とほぼ同額の約5億円増加
- 累積積立額等は、令和2年度比で約5億円増の約228億円

	3年度結果	2年度結果	3年度－2年度
園収入(①)	約359億円	約352億円	+約7億円
園支出(②)	約333億円	約330億円	+約3億円
収支差(①－②)	約26億円	約22億円	+約4億円
単年度積立金	約3億円	約8億円	Δ約5億円
他会計等繰出金	約9億円	約4億円	+約5億円
その他人件費以外で使用	約14億円	約10億円	+約4億円
累積積立金+期末資金残高	約228億円	約223億円	+約5億円
園数	268園	265園	+3園

※ 端数処理により合計や差額が合わないことがある。以下同じ。

#### (3) 職種別人件費総額

- 保育士等で約43億円、収入が支出を上回る。
- 一方、調理師等・事務員等・園長では、計約15億円、支出が収入を上回る。
- これは、国給付費と市補助金の優先順位が明確でなく、対象職種が限定されていない等の課題があったため、保育士等で収入が支出を上回る分が、調理師等や事務員等の他職種に充当されたものと推測され、元年度、2年度調査結果と同様の傾向であった。

(単位：百万円)

	3年度調査結果			2年度調査結果			3年度－2年度		
	収入	支出	差額 (入-出)	収入	支出	差額 (入-出)	収入	支出	差額 (入-出)
保育士等	30,272	25,999	4,273	29,398	25,821	3,577	874	178	696
調理師等	3,285	3,458	△173	3,119	3,446	△327	166	12	154
事務員等	621	1,286	△665	813	1,154	△341	△192	132	△324
園長	1,762	2,448	△686	1,845	2,490	△645	△83	△42	△41
合計	35,941	33,190	2,751	35,175	32,911	2,264	765	280	485

※ 職種の振分けが困難な講師、端数調整等を除いているため、1(2)の合計とは一致しない

## 2 新補助制度におけるシミュレーション等

令和3年度分の調査結果をもとに各園の人員費にかかる収入が、新補助制度においてどう変化するかシミュレーション（以下、表中は「S」と表記する。）を行い、以下のとおり検証を行った。

### <シミュレーション結果総括表> ※人員費分のみ抜粋

	園収入の状況（億円）			（参考） 補助金を制度上の 補助上限額とした 場合の園収入 （※1）	Sによる各園の 収支状況の分類 （※2）	分析結果
	R3実績 ①	R3 S ②	差(②-①)			
保育士等	302.7	272.4	△30.3	293.7	X:94園 Y:81園 Z:93園	(2)及び 別紙2-1
調理師等	32.9	33.4	+0.5	35.2	X:43園 Y:83園 Z:142園	(3)及び 別紙2-2
事務員等	6.2	8.7	+2.5	11.5	X:104園 Y:53園 Z:111園	(4)及び 別紙2-3
3職種全体	341.8	315.7	△26.1	341.5	X:62園 Y:90園 Z:116園	(1)及び 資料1-2

うち、約34.4億円、収入が支出を上回る

(※1) 制度上の補助上限額：全ての園が最大職員数まで配置しかつ補助上限以上の人員費支出をした場合の補助額（約48億円）

#### (※2) 各園の分類

X：人員費実支出額が少ないため、補助対象外となる園

→ 人員費支出額が底上げされ、国給付費等以上の支出となれば本市補助の対象になる

Y：人員費実支出額が、補助上限額の範囲内である園

→ 補助上限額の範囲において、国給付費等で不足する金額の補助が可能

Z：補助上限額以上に、人員費支出がなされている園

→ 将来的に人員費支出の見直しが必要



(1) 3 職種全体の状況及び分析

- ・ 令和3年度の状況に基づくシミュレーションによる補助額は約22億円であるが、制度上の補助上限額は約48億円であり、Z園以外は職員数や給与面等の更なる改善が可能である。
- ・ 116園（Zに分類される園）で実支出額が補助上限額を上回っている（計8.0億円）が、累積積立金等は約98.4億円あり、全体としては、直ちに経営ができない状況とはなっていない。※超過額の中央値：約5百万円
- ・ 従前制度においても34園（計1.9億円）が超過していたことから、新補助制度の創設に伴い超過となったのは82園（計6億円）

(2) 保育士等（別紙2-1）

○分析結果

- ・ Z園（93園）においては、常勤職員の給与単価が高い等の理由により、実支出額が補助上限額を上回っている（計5.2億円）。  
→ 従前制度においても13園（計0.6億円）が超過していたことから、新補助制度の創設に伴い、超過となったのは80園（計4.6億円）
- ・ 平均経験年数で見た場合、国の制度に準じて設定した上限の11年を超える園は121園あるが、そのうち支出超過となるZ園は約半数となっている。
- ・ Xに分類される94園中75園で障害児を受け入れているが（約400人、認定児童全体の約25%）、受入れのために職員を加配しても支出が一定水準を超えなければ補助が支給されないため、今後、障害児の受入れに消極的になることが懸念される。

(3) 調理師等（別紙2-2）

○分析結果

- ・ 従来制度においては支出超過園が171園あったが、新補助制度においては142園（Zに分類される園）であり、29園減少している。
- ・ Z園（142園）においては、算定職員数を上回る職員配置をしていること、常勤職員の給与単価が高いこと等の理由により、実支出額が補助上限額を超過（計4.0億円）している。

(4) 事務員等（別紙2-3）

○分析結果

- ・ 従来制度においては支出超過園が157園あったが、新補助制度においては111園（Zに分類される園）であり、46園減少している。
- ・ X園（104園）においては、事務員が未配置等の状況。  
→ 配置により、国給付費等以上の支出となれば本市補助の対象になる。
- ・ Z園（111園）においては、算定職員数（1名）を上回る職員配置をしている等の理由により、実支出額が補助上限額を上回っている（計5.6億円）。  
→ 認定こども園で顕著な状況であるが、これは保育料徴収事務が必要となる等、保育園よりも事務量が多いことが要因と推察される。ただし、最大12.3人を配置している園もあるなど、過剰な配置も見受けられる。

### 3 令和4年度における各園の対応 (別紙3参照)

#### (1) アンケート調査の実施

新補助制度を踏まえた各園の対応について、令和4年9月にアンケート調査を実施したところ、268園中215園から回答があり、うち67園(全園の約1/4)において、給与等の見直しを実施又は検討中との回答があった。

#### (2) 給与等の見直しの概要

(ア～ウを複数実施(又は予定)している園があるため、67園とは一致しない)

ア 本給：15園

→ 昇給幅を減らす見直しが最も多い(7園/15園)

イ 賞与：58園

→ 月数0.5月未満の見直しが最も多い(23園/58園)

ウ その他：7園

→ 通勤手当や地域手当、業務手当の見直し等

#### (3) シミュレーション結果を踏まえた見直しの妥当性等

給与見直しを「実施している」及び「実施予定」と回答した67園について、シミュレーションの結果、Z園は給与等の見直しが必要となるが、Z園に限らず、X園及びY園の一部も見直しを実施又は実施予定であり、補助金の再構築の趣旨に合わない給与等の見直しが行われる状況にある。

給与等は、その職責等に応じて、運営する設置主体の就業規則等において決定すべきものである。本市は、連盟と連携のうえ設置した、労務や会計に係る専門的知見を得るための相談窓口の活用を促すなど、運営する設置主体の自主的な経営的判断を後方的に支援していく。

#### ○給与等見直し園における人件費補助の状況

	X園	Y園	Z園
3職種	11園(16.4%)	27園(40.3%)	29園(43.3%)
保育士等	21園(31.3%)	20園(29.9%)	26園(38.8%)
調理師等	4園(6.0%)	27園(40.3%)	36園(53.7%)
事務員等	27園(40.3%)	15園(22.4%)	25園(37.3%)

### 4 調査結果等を踏まえた対応

#### (1) 基本的な考え方

- ・ 新補助制度においては、年3回の支払時期や決算書を踏まえた人件費支出状況の分析等を通じて、検証を行うこととしている。
- ・ 今回明らかとなった課題については、実状に合わせて制度を見直すとともに、この間の国制度の充実を着実に反映させることを基本とする。
- ・ あわせて、各園において実際に雇用する職員数、雇用形態及び賃金等は運営する設置主体において決定すべきものであるが、園の持続可能な運営の観点から、必要なサポートの実施について令和5年度実施に向けて検討する。

(2) 具体的な対応（令和4年度から実施する項目）

**障害児保育に係る保育士加配**

ア 見直し内容

- ・ 第一義的には、X園における人件費支出の増額が図られるべきではあるものの、障害のある子どもの保育をより一層推進していく観点から、実支出額を支援する制度の枠組みは維持しつつ、新補助制度と切り分けた、障害児保育に係る保育士の加配状況に応じた補助制度に再構築する。

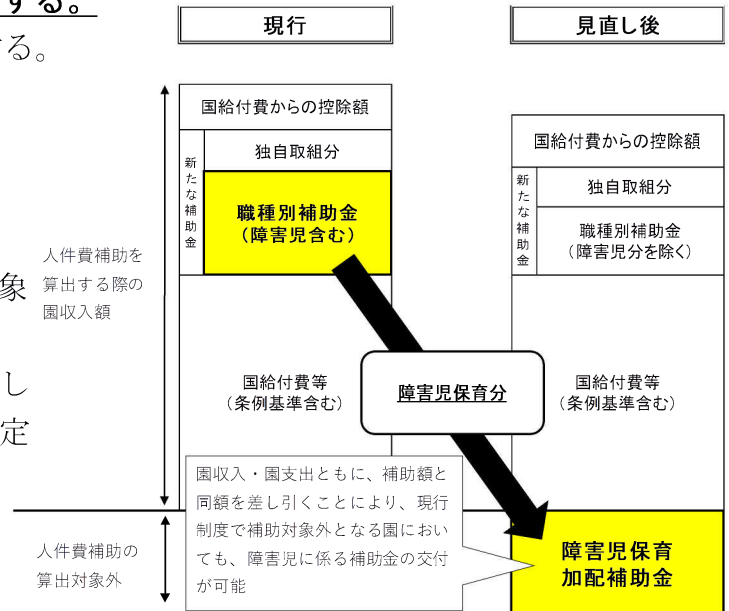
- ・ 令和4年度に充実した単価を使用する。
- ・ 当該補助額は、新補助制度における補助額を算定する際の実支出額から差し引く。
- ・ 併せて、1号認定子どもに係る加配についても、新たに当該補助制度の対象に加える。

※ ただし、2・3号認定子どもと比較し保育時間が短いことを考慮した単価設定とする。

イ 見直し時期

令和4年4月分から

- ※ 見直しに当たって必要となる約4.3億円は、既存経費の中で対応



**認定こども園における事務員配置**

ア 見直し内容

- ・ 公定価格を参考に、認定こども園における算定職員数を1人から1.3人に拡大する。

イ 見直し時期

令和4年4月分から

- ※ 見直しに当たって必要となる約0.4億円は、既存経費の中で対応

### (3) 具体的な対応（令和5年度の実施に向けて検討する項目）

#### 持続可能な園運営に向けたサポートの検討

- ・ 実際に雇用する職員数、雇用形態及び賃金等は、運営する設置主体において決定されるものであり、支出が超過している園においては、必要な見直しに主体的に取り組むべきものであるが、持続可能な園運営をサポートする観点から、支出超過の園のうち、見直しに取り組むことを表明する園に対する支援の在り方等について、検討していく。

## 5 その他、国の制度改正を踏まえた対応

#### 処遇改善等加算Ⅲへの対応

- ・ 令和4年2月から9月にかけて、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を実施しており、令和4年4月から9月の賃金改善に係る国補助金相当額は、国給付費等に計上し、補助金の算定を行っている。
- ・ 令和4年10月以降は、公定価格に含まれる形で処遇改善等加算Ⅲと名称を変え、新たな加算として位置付けられたため、引き続き、国給付費等の一部として補助金算定を行っていく。

- ・ なお、新補助制度においては、本市独自に、国単価を大きく上回る給与水準（最大5,534千円）を確保しており、令和3年度実態調査結果（保育士等：5,393千円）を141千円上回る。
- ・ これは、国による加算想定額（10.4千円×10月（※）＝104千円）を上回る額であり、現行の補助上限額であっても、全体として、加算適用は可能。  
※令和3年度は、2箇月分（2～3月分）は実態調査分に含まれているため、令和4年度は残り10箇月分
- ・ ただし、システム改修が必要となるため、処遇改善等加算Ⅲとして、実際に支給されるのは令和5年4月以降（令和4年10月以降分がまとめて支給予定）となる見込み

## 6 まとめ

- ・ 新補助制度については、年3回の支払時期や決算書を踏まえた人件費支出状況の分析等を通じて、検証を行うこととしている。
- ・ また、各職種の補助上限額は、概ね3年程度の決算状況等を踏まえ、制度の全体像も含め、必要に応じてブラッシュアップしていくこととしている。
- ・ 今回、令和3年度の実態調査等を踏まえ、前述のとおりの見直しを行うが、見直した内容も含め、今後とも社会情勢等を踏まえ、検証の中で、必要に応じて充実や見直し等を行っていくべきものと認識している。
- ・ 引き続き、園の自主的な運営を支援する観点等、より効果的で持続可能な子育て支援制度となるよう、丁寧に実態を把握しながら、取り組んでいく。